

◎新潟県告示第877号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|----------------------------|
| 村上市 | 17者 | 下相川字後田1番1ほか100筆 19.4ha |
| 胎内市 | 21者 | 乙字中野881番ほか218筆 23.9ha |
| 新潟市 | 10者 | 北区松潟1272番ほか97筆 8.8ha |
| 五泉市 | 3者 | 南田中字大ハゲ甲6番1ほか81筆 6.9ha |
| 長岡市 | 6者 | 来迎寺字原2847番1ほか1,166筆 26.8ha |
| 南魚沼市 | 43者 | 東泉田字前島710番2ほか459筆 45.2ha |
| 十日町市 | 8者 | 字向島新田丑664番ほか40筆 5.7ha |
| 津南町 | 2者 | 大字上郷宮野原8799番1ほか14筆 1.2ha |
| 妙高市 | 1者 | 広島2丁目441番1ほか22筆 1.0ha |
| 糸魚川市 | 5者 | 大字根小屋2568番ほか108筆 9.5ha |
| 佐渡市 | 60者 | 大字下久知字腰沖2216番ほか440筆 57.1ha |
| 合計 | 176者 | 2,755筆 205.5ha |

2 申請年月日

平成27年6月1日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。